

平成13年9月7日  
健総第57号

各 都道府県  
広島市・長崎市 原爆被爆者援護担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課長

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条  
の規定による認定の審査に必要な書類等について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条の規定による認定（以下「認定」という。）に当たっては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）第12条の規定により、申請書に医師の意見書（以下「意見書」という。）及び当該負傷又は疾病（以下「疾病等」という。）に係る検査成績を記載した書類（以下「書類」という。）を添えなければならないこととされている。

しかしながら、意見書の記載や書類の添付が十分でない場合もあることから、今般、疾病・障害認定審査会において、認定審査に係る期間の迅速化及び効率化を図るため、当該審査に当たって必要となる意見書の記載や書類等の標準化について審議された。

ついては、その結果について、別添のとおりとりまとめたので、関係者に対して周知願いたい。

疾病・障害認定審査会における認定の審査を  
行う上で標準的に必要になる書類等について

第1 趣旨等

- 1 疾病・障害認定審査会（以下「審査会」という。）において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第11条の規定による認定の審査（以下「認定審査」という。）を行うに当たっては、当該申請に係る負傷又は疾病（以下「疾病等」という。）の医学的な状況を十分に把握することが前提となる。
- 2 しかしながら、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）第12条第2項に規定する医師の意見書（以下「意見書」という。）の記載及び当該疾病等に係る検査成績を記載した書類（以下「書類」という。）の添付が十分でない場合もあることから、その確認等のため、一定の期間を要する事例もある。
- 3 このため、審査会における認定審査に当たって標準的に必要となる意見書への記載事項及び書類をあらかじめ明示して、申請者、関係医療機関、都道府県等に参考にしていただくことにより、認定審査に係る期間の迅速化及び効率化に資するものとする。
- 4 なお、これらは、認定審査の迅速化及び効率化の観点から、標準的に必要となる意見書の記載事項及び書類を参考として示すものであり、これらを欠くことをもって、ただちに申請者に不利となるものではない。

第2 標準的に必要となる書類等

1 各種疾病等に共通して必要となる書類等

審査会における各種疾病等に関する認定審査に当たっては、それぞれ以下のとおり、意見書への記載及び書類の添付が必要となる。

(1) 意見書への記載関係

認定審査に当たって、標準的に意見書に記載されている必要があるものは、それぞれ、以下のとおりである。

ア 「当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因する旨、原子爆弾の障害作用に起因するも放射能に起因するものでない場合においては、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けている旨の医師の意見」の記入欄関係

申請に係る疾病等の原因として、通常の医学的な知見において想定される原爆放射線以外の他の危険因子（例：喫煙歴、飲酒歴、職業歴、家族歴、ウイルス感染等）が存在すると考えられる場合にあっては、

当該危険因子の存在及びその具体的な内容

イ 「必要な医療の内容及び期間」の記入欄関係

(ア) 申請に係る疾病等に対する手術を既に行っている場合にあつては、当該手術の施行年月日及び術式名

(イ) 申請時点においては、手術を実施していない場合であっても、将来的に手術を予定し、又は検討している場合にあつては、当該手術の予定時期及び術式名

(2) 書類の添付関係

認定審査に当たって、標準的に添付が必要となる書類は、以下のものである。ただし、個々の申請内容に応じて書類の追加が必要であると判断した場合には、別途、書類の提出を求めることがある。

(ア) 申請に係る疾病等について、当該疾病等の診断の根拠となった検査、画像診断又は病理診断その他の検査結果に関する報告書等の写し

(イ) (1) のイの (ア) に該当する場合 (申請に係る疾病等に対する手術を既に行っている場合) にあつては、当該手術の所見に関する報告書 (病理所見を含む) 等の写し

2 疾病群ごとに添付が必要となる書類等

1 の (2) の書類の添付関係に関して、疾病群ごとに具体的に例示すると、それぞれ、以下のとおりである。

(1) 悪性新生物

申請に係る疾病が、以下に掲げるものである場合においては、それぞれ、以下の書類等が標準的に必要となる。

ア 白血病

(ア) 骨髄穿刺を実施している場合にあつては、骨髄像の所見に関する報告書の写し

(イ) 特殊染色検査等を実施している場合にあつては、特殊染色検査等の報告書の写し

(ウ) 治療の具体的内容を明らかにすることができる書類

イ 胃がん、大腸がん、乳がん、食道がん、卵巣がん又は尿路系がん

(ア) 病理組織検査 (以下「組織診」という。) を実施している場合にあつては、組織診の報告書の写し

(イ) 画像診断等の報告書の写し (ただし、胃がん、大腸がん又は食道がんの場合にあつては、内視鏡検査等の報告書の写しを、卵巣がん又は尿路系がんの場合にあつては、腫瘍マーカー等の検査の報告書の写しも併せて必要とすること。)

(ウ) 治療の具体的内容を明らかにすることができる書類

(エ) 手術を実施している場合にあつては、当該手術の所見に関する報告書の写し

#### ウ 甲状腺がん

- (ア) 組織診を実施している場合にあっては、組織診の報告書の写し  
(組織診を実施していない場合であって、病理細胞検査(以下「細胞診」という。)を実施している場合には、細胞診の報告書等の写し)
- (イ) 甲状腺ホルモン等の検査及び画像診断等の報告書の写し
- (ウ) 治療の具体的内容を明らかにすることができる書類
- (エ) 手術を実施している場合にあっては、当該手術の所見に関する報告書の写し

#### エ 肺がん

- (ア) 組織診を実施している場合にあっては、組織診の報告書の写し  
(組織診を実施していない場合であって、細胞診を実施している場合には、細胞診の報告書等の写し)
- (イ) 腫瘍マーカー等の検査、内視鏡検査及び画像診断等の報告書の写し
- (ウ) 治療の具体的内容を明らかにすることができる書類
- (エ) 手術を実施している場合にあっては、当該手術の所見に関する報告書の写し
- (オ) 喫煙歴等の生活歴、鉱夫等の職業歴その他肺がんの発生に影響を及ぼす可能性のある危険因子の存在が認められる場合にあっては、当該生活歴、職業歴等の内容、状況等に関する医師の所見を明らかにすることができる書類(ただし、当該内容について、1の(1)のアによる、意見書の記載が十分にできなかった場合に限る。)

#### オ 肝臓がん

- (ア) 組織診を実施している場合にあっては、組織診の報告書の写し
- (イ) 腫瘍マーカー、肝炎ウイルスマーカー等の検査及び画像診断等の報告書の写し
- (ウ) 治療の具体的内容を明らかにすることができる書類
- (エ) 手術を実施している場合にあっては、当該手術の所見に関する報告書の写し(ただし、肝切除術を実施していない場合にあっては、肝動脈塞栓術又はエタノール、マイクロ波による局所療法等の報告書の写し)
- (オ) 輸血歴、手術歴等の治療歴、飲酒歴等の生活歴その他肝臓がんの発生に影響を及ぼす可能性のある危険因子の存在が認められる場合にあっては、当該治療歴、生活歴等の内容、状況等に関する医師の所見を明らかにすることができる書類(ただし、当該内容について、1の(1)のアによる、意見書の記載が十分にできなかった場合に限る。)

#### カ 皮膚がん

- (ア) 組織診を実施している場合にあっては、組織診の報告書の写し
- (イ) 治療の具体的内容を明らかにすることができる書類
- (ウ) 手術を実施している場合にあっては、当該手術の所見に関する報告書の写し

キ その他の悪性新生物

- (ア) 組織診の報告書等の写し（組織診を実施していない場合であって、細胞診を実施している場合には、細胞診の報告書等の写し）
- (イ) その他診断の根拠となった検査、画像診断等の報告書の写し
- (ウ) 申請に係る疾病等に対する治療の具体的内容を明らかにすることができる書類
- (エ) 申請に係る疾病等に対して手術を実施している場合にあっては、当該手術の所見に関する報告書の写し

(2) 内分泌系の疾病

申請に係る疾病が副甲状腺機能亢進症である場合にあっては、以下の書類等が標準的に必要となる。

- (ア) 副甲状腺ホルモン等の検査及び画像診断等の報告書の写し
- (イ) 手術を実施している場合にあっては、当該手術の所見に関する報告書の写し

(3) 視覚系の疾病

申請に係る疾病が放射線白内障である場合にあっては、以下の書類等が標準的に必要となる。

- (ア) 視力検査（現在の裸眼視力及び矯正視力）
- (イ) 細隙灯顕微鏡検査による水晶体等の所見が確認できる写真又はスライド
- (ウ) 眼底検査を実施している場合にあっては、眼底所見に関する検査報告書の写し
- (エ) 糖尿病、副甲状腺機能亢進症等の罹患歴、ステロイドの長期投与等の治療歴その他白内障の発生に影響を及ぼす可能性のある危険因子の存在が認められる場合にあっては、当該罹患歴、治療歴等の内容、状況等に関する医師の所見を明らかにすることができる書類（ただし、当該内容について、1の(1)のアによる、意見書の記載が十分にできなかった場合に限る。）

(4) その他の疾病等

申請に係る疾病等が(1)ないし(3)に掲げる疾病でない場合にあっては、当該申請に係る疾病等に関し、1の(2)の書類の添付関係において記した書類等

